



長浜市屋外広告物ガイドライン

平成24年4月1日から
新たに施行する長浜市屋外広告物条例の概要や
許可基準の運用等について、ガイドラインを示します。

ガイドラインでは、屋外広告物について、基本的な考え方、
地域区分別の設置方針及び設置基準について、解説するとともに、
魅力ある景観まちづくりについて
長浜市の取り組みを紹介します。



長浜市
NAGAHAMA

目次

■ はじめに	
ガイドラインの目的	1
■ 第1章 屋外広告物の基本的な考え方	2
①屋外広告物とは	2
②長浜市屋外広告物条例の概要	3
■ 第2章 許可の基準及びガイドライン	8
①一般基準ガイドライン	8
②地域区分別ガイドライン	10
・第1種地域（琵琶湖・余呉湖ゾーン）	10
・第2種地域（歴史・風致ゾーン）	11
・第3種地域（まちなか文化ゾーン）	12
・第4種地域（沿道田園ゾーン）	13
・第5種地域（沿道商業ゾーン）	14
・第6種地域（その他）	15
③種類別ガイドライン	16
■ 第3章 魅力ある景観まちづくりの推進	18
①優良意匠屋外広告物	18
②広告物協定	18
③違反広告物の対策	19
④経過措置	19

はじめに

ガイドラインの目的

屋外広告物は、商品やサービスを紹介したり、案内や誘導をするなど、私たちの日常生活における情報源として必要不可欠なものであるとともに、まちのにぎわいや活気を演出するものでもあり、良好な景観を形成するうえで重要な役割を果たしています。

その一方で、まちなか、沿道、田園、湖岸などそれぞれの景観に与える影響が大きく、無秩序にあるいは過剰に設置される場合もあり、地域固有の美しい景観が阻害されるおそれがあります。また、落下や倒壊の危険、交通の妨げになるなど、安全上の問題も出てきます。

このガイドラインは、長浜市屋外広告物条例についてわかりやすく解説することを目的として制作したもので、美しく、品格のある長浜の景観まちづくりを進めるための指針として活用を図ります。

条例を制定するにあたり、旧市街地から湖北一帯に行政区域が広がった長浜市の状況を反映して、6つの地域区分を設け、屋外広告物の種類、形状、色彩などについての基準をつくりました。屋外広告物の設置、施工に携わる方をはじめ、市民の方々に屋外広告物に対する理解と協力を得て、良好な景観形成に向けた取り組みを進めていきます。

第1章 屋外広告物の基本的な考え方

この章では、長浜市の屋外広告物制度について理解してもらうために、基本的事項について解説します。

1 屋外広告物とは (条例第3条)

屋外広告物とは、次の4つの要件のすべてに該当するものをいいます。

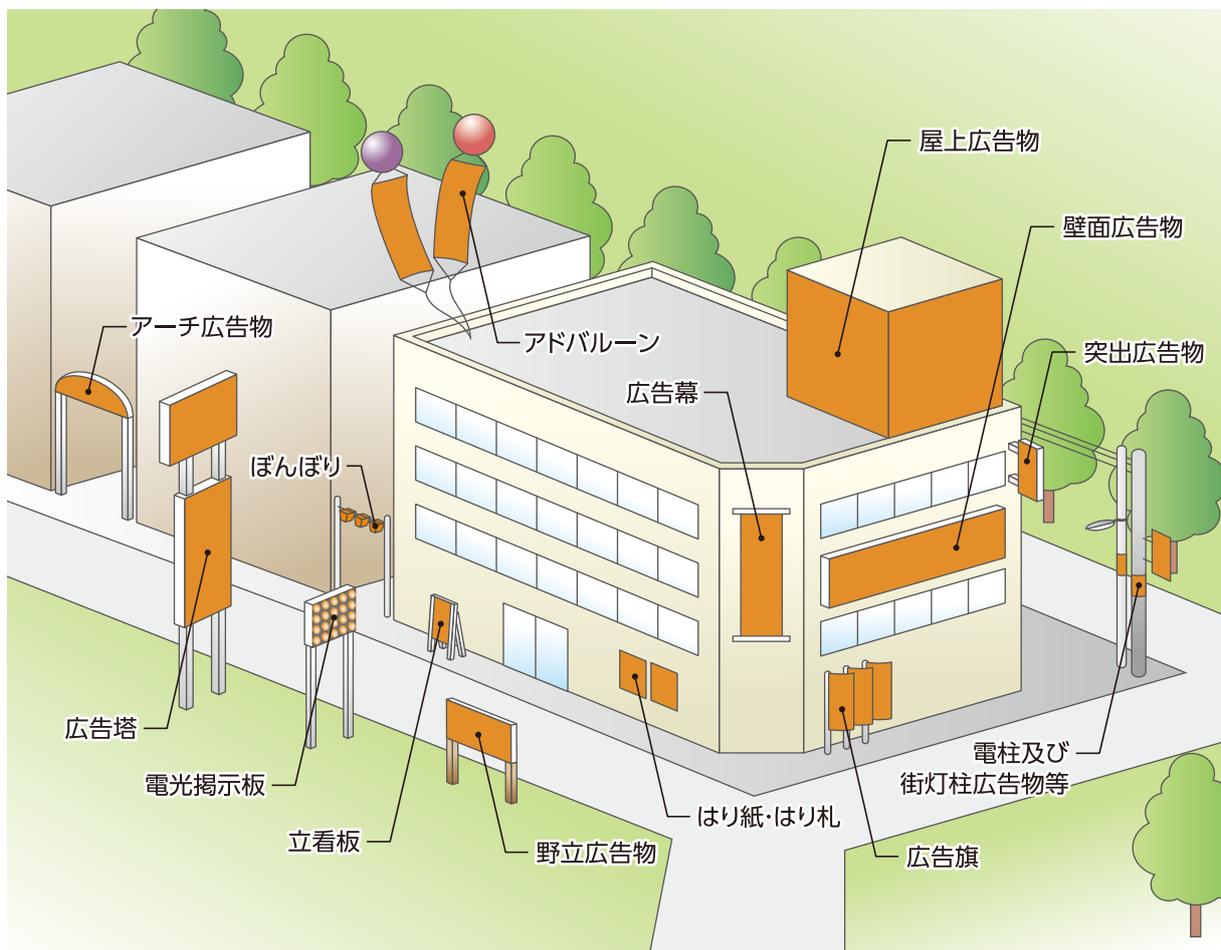
1. 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
2. 屋外で表示されるもの
3. 公衆に表示されるもの
4. 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※ 広告物の内容が、営利、非営利を問わず、どちらも屋外広告物に該当します。

※ 商標、シンボルマーク、写真など一定のイメージを伝えるものは、屋外広告物に該当します。

※ 街頭などで散布するビラやチラシは、屋外広告物に該当しません。

次項から、屋外広告物を単に「広告物」と表示します。



2 長浜市屋外広告物条例の概要

長浜市では、滋賀県から権限移譲を受け、屋外広告物法に基づき「長浜市屋外広告物条例」を制定し、広告物の設置を禁止する物件や表示面積、高さなどについてのルールを定めています。

○良好な景観の形成・風致の維持

広告物は、景観の重要な構成要素であるだけでなく、経済活動や日常の市民活動に欠くことのできないものであることから、景観阻害要因として一律に排除すべきものではなく、良質な広告物の表示・掲出を通して、地域の良好な景観の形成に寄与する重要な役割をもっています。

○公衆に対する危害の防止

公衆に対する危害とは、広告物の落下や倒壊等による直接的な危害だけでなく、見通しの不良や信号機の視認性の妨げ等により生じる危害も含まれます。

1 禁止広告物等 (条例第4条)

次の広告物を表示・掲出することを禁止します。

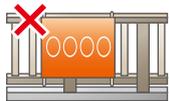
1. 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
2. 著しく破損し、又は老朽したもの
3. 倒壊又は落下のおそれがあるもの
4. 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
5. 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



2 禁止物件 (条例第5条)

次の物件に、広告物を表示・掲出することを禁止します。

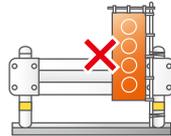
【禁止物件の一例】



橋りょう



公の石垣



ガードレール



郵便ポスト



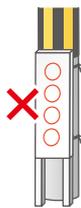
消火栓



公衆電話所



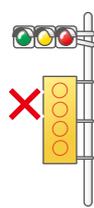
景観重要建造物



電柱



送電塔



信号機



道路標識



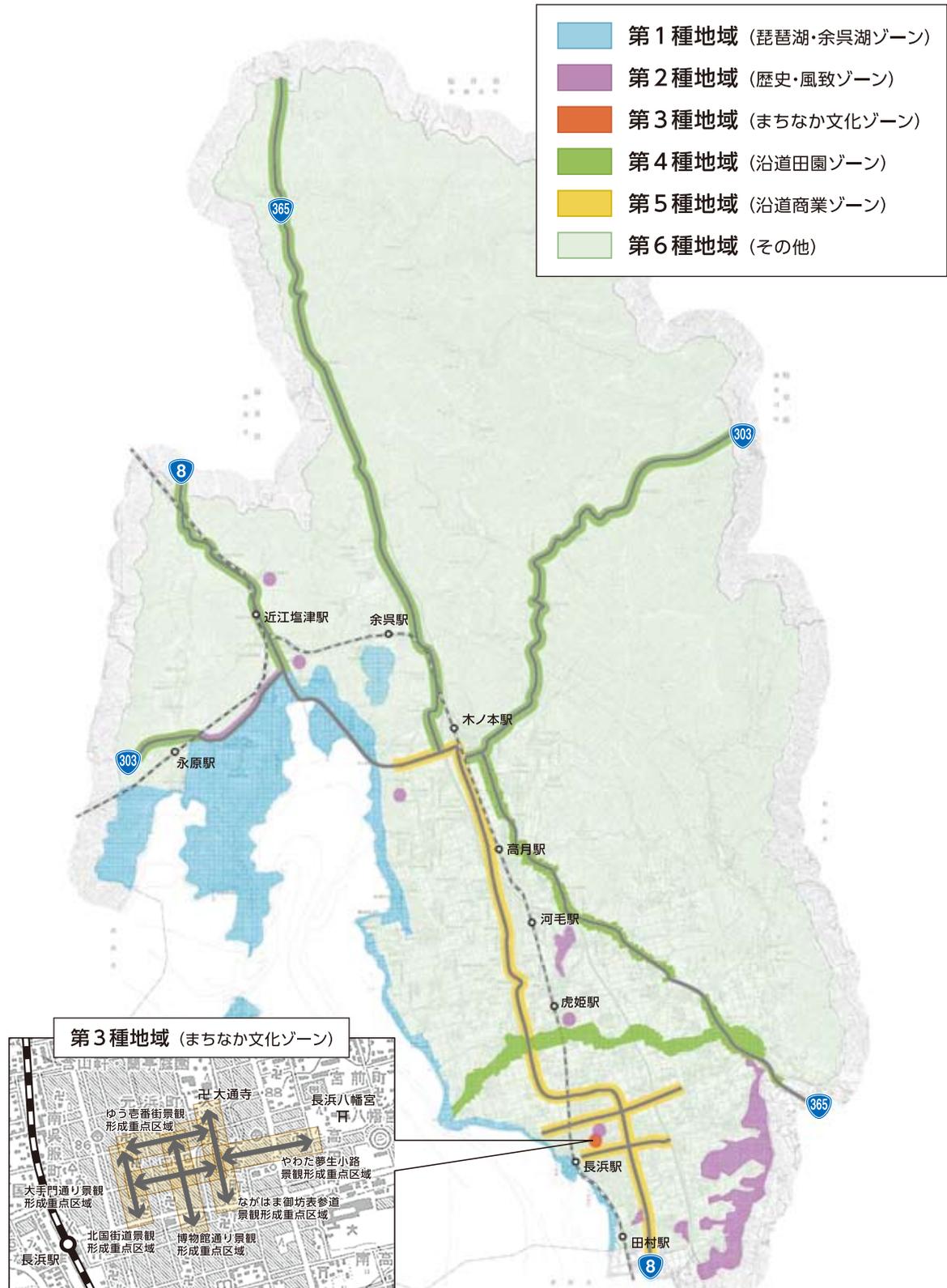
街路樹

※道路の路面には、広告物を表示してはいけません。

※電柱、街灯柱その他電柱の類には、はり紙、はり札、立看板若しくは広告旗又はこれらに類するものを表示してはいけません。

3 地域区分 (条例第6条)

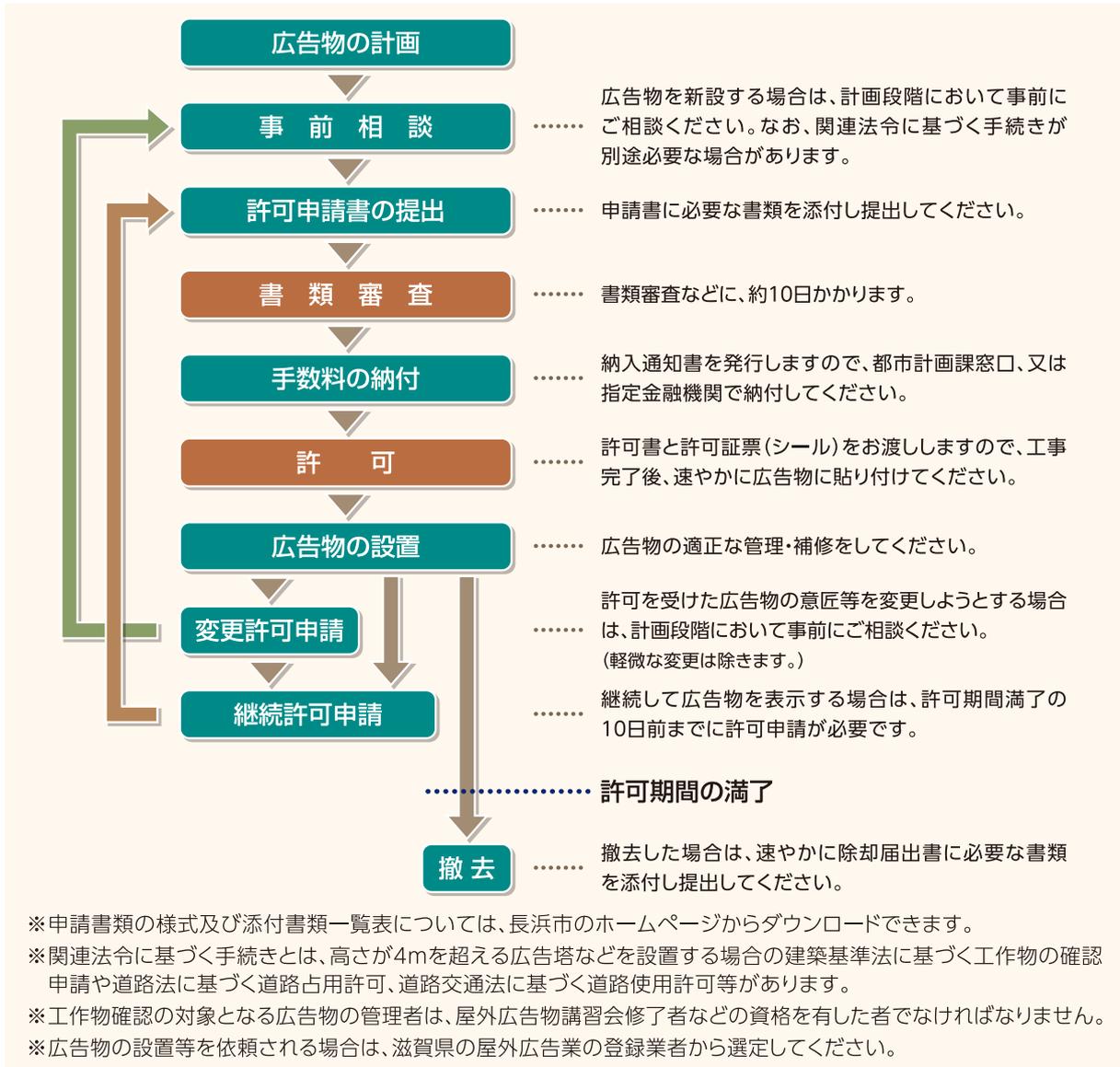
市内全域を図に示す6つのゾーンに区分して、地域の特性に応じた広告物の規制誘導を図ります。



※この地域区分図は、おおよその範囲を示すものです。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。

4 許可申請の流れ (条例第9条、第14条)

広告物を新たに表示したり、変更や継続して表示しようとするときは、次のような手続きが必要です。



5 適用除外 (条例第8条)

社会通念上認められるべき必要最小限の広告物や法令で定められた次の広告物は、条例の規定が一部適用されない場合があります。この場合でも、広告物の大きさやデザイン、数量など景観に配慮した広告物とするよう努めてください。

○禁止物件及び許可の規定が適用されない広告物(条例第8条第1項)

1. 法令の規定により表示するもの(例えば、道路法に基づく道路標識など)
2. 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
3. 非常災害その他緊急の必要がある場合に表示するもの



4. 景観重要建造物に表示するもので、建造物と一体となって良好な景観を形成すると認められるもの
5. 送電塔やタンクの類に、所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名や自己の事業等の内容を表示した広告物で、表示面積の合計が5㎡以内のもの
6. 橋りょう、街路樹、信号機及び郵便差出箱等にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物で表示面積の合計が5㎡以内のもの
7. 煙突やガスタンク等に表示する広告物で、周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
8. 公益上必要な施設又は物件にその寄贈者名等を表示する広告物で、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以内であって、5㎡以内のもの（例えば、寄贈されたくずかごや屋外時計等に表示されるもの）



○許可の規定が適用されない広告物(条例第8条第2項)

1. 自家用広告物で、表示面積の合計が次の基準を満たすもの
 - 第1種地域(琵琶湖・余呉湖ゾーン)及び第2種地域(歴史・風致ゾーン) 5㎡以内
 - 第3種地域(まちなか文化ゾーン)から第6種地域(その他)まで 10㎡以内
 ※自家用広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件
2. 自己の管理する土地や物件に管理上の必要に基づき表示するもので、表示面積が5㎡以内のもの（例えば、非常口などその機能を説明したり、警告など注意を呼びかけるもの）
3. 冠婚葬祭又は祭礼等のため慣例上一時的に表示するもの（例えば、地域のまつりにおいて一時的に表示されるもの）
4. 講演会、講習会、展覧会、音楽会その他の催物のため、その開催期間中その会場の敷地内に表示するもの
5. 建設工事について、その工事期間中に表示されるもの又は工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で周囲の景観と調和し、かつ、宣伝の用に供されるものでないもの
6. 人、動物又は車両、船舶等移動するものに表示する広告物(例えば、バスやトラックに表示されるもの)
7. 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
8. 政治資金規正法による届出を行った政党その他の政治団体が表示する立看板、広告旗、はり紙又ははり札等で、基準に適合するもの
9. 設置日から14日以内に自ら除去する旨並びに責任者の住所、氏名及び連絡先を明示して表示するもの(設置期間を明確に表示してください)



○通知又は届出が必要となる広告物(条例第8条第3項・第4項)

国及び地方公共団体が表示する広告物については、許可は不要ですが事前に通知が必要です。また、市長が別に定める公共的団体(※)が公共的目的をもって設置する広告物については、許可は不要ですが事前に届出が必要です。(条例第8条第1項及び第2項に該当するものは除きます)

適用除外対応表

類 型	許可(第7条)
法令の規定により表示するもの、選挙ポスター等(条例第8条第1項)	不要
規則に適合する自家用広告物及び自己の管理する土地等に表示するもの等(条例第8条第2項)	不要
国又は地方公共団体が表示するもの(条例第8条第3項)	不要又は通知
市長が別に定める公共的団体が公共的目的で表示するもの(条例第8条第4項)	不要又は届出

※市長が別に定める公共的団体とは、自治会、町内会その他これに類する住民が組織する団体、法人税法別表第1及び別表第2に掲げる公益法人等並びに市長が認める公共的団体をいいます。

6 許可の期間及び手数料 (条例第10条・第28条)

広告物の区分ごとに、許可の期間及び手数料を定めています。

区 分	単位	手数料の額	許可期間	
看板、広告板及び 広告塔(これらに類 するネオン類照明 広告物を含む。)並 びにこれらを掲出 する物件	面積1㎡未満のもの	1個	440円	3年以内
	面積1㎡以上2㎡未満のもの	1個	830円	
	面積2㎡以上5㎡未満のもの	1個	1,060円	
	面積5㎡以上10㎡未満のもの	1個	2,130円	
	面積10㎡以上のもの	1個	3,100円に10㎡を超え る部分の面積が5㎡増 すごとに1,060円を加 算した額	
立看板及び広告旗	1個	250円	6月以内	
はり紙(つり下げるものを含む。以下この表において同じ。)	100枚	420円	2月以内	
はり札(面積0.15㎡未満のもの)	1枚	90円	1年以内	
電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	1件	420円	1年以内	
アーチ広告物	1個	4,170円	3年以内	
広告幕	1枚	420円	2月以内	
アドバルーン	1個	1,060円	1月以内	
ぼんぼり	1個	90円	2月以内	

備 考

1. 広告物及びその掲出物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収します。
2. 広告物の許可期間が1年を超える場合の手数は、この表に定める額の2倍の額とします。
3. はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算します。

7 管理義務・除却義務 (条例第16条・第17条)

広告物の表示者又は管理者は、広告物の補修その他の管理を怠らないようにし、広告物を良好な状態に保持しなければなりません。

また、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物の表示の必要がなくなったときは、その日から10日以内に撤去し、除却届出書を提出する必要があります。

第2章 許可の基準及びガイドライン

この章では、地域区分別の許可基準を解説するとともに、広告物の種類別に魅力ある景観を創出するためのガイドラインを示します。

1 一般基準ガイドライン

全ての広告物に共通する一般基準は次のとおりです。

1 都市美及び自然美を損なわないよう表示し、かつ、面積、形状、意匠等を周辺のまちなみと調和させること

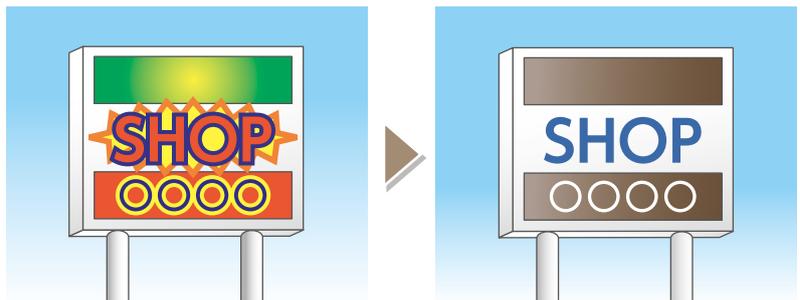
広告物の大きさや高さ、形状、意匠等周辺のまちなみと調和するようにしましょう。



自然やまちなみとの調和が大切です。

2 色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと

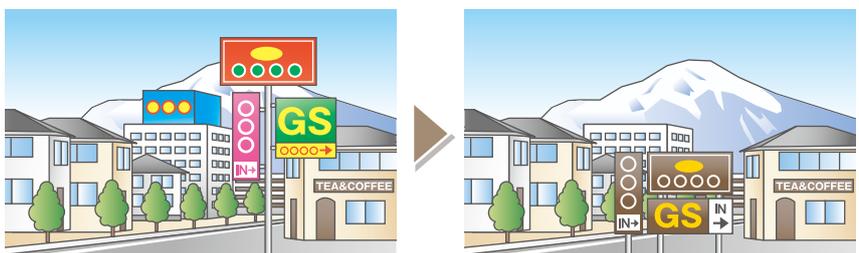
色彩は、景観を構成する重要な要素であることから、その使い方や組み合わせにより景観に大きな影響を与えます。広告物を計画する際は、周囲のまちなみに調和するよう、広告物の地色には高彩度の色彩を複数使用するのは避けましょう。



控えめな色彩でも広告物は引き立ちます。

3 後背地への眺望の妨げとならないよう配慮すること

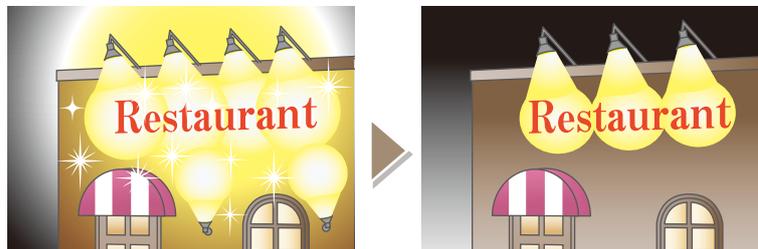
市内から見える伊吹山や横山岳、琵琶湖岸の眺望は、美しく観るものを魅了します。こうした景観資源を守り、保全していくためにも、広告物の大きさや高さについて配慮しましょう。



市民共有の財産である眺望景観を保全します。

4 照明は、過剰な光量、照射範囲など、良好な景観を阻害しないこと

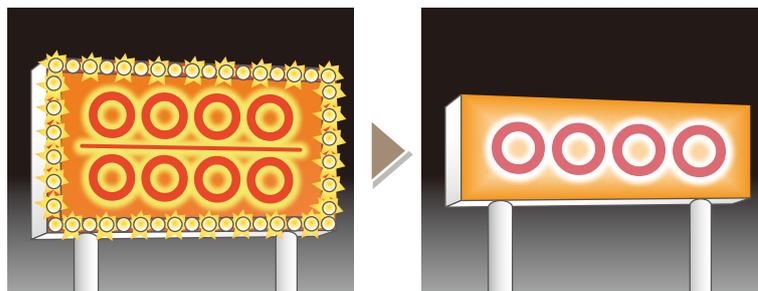
広告物の夜間照明は、適度な光量とし、必要な範囲を照射しましょう。輝度の高い照明が存在すると、眩しさや不快感が生じたり、対象物が見えにくくなったりします。設置する際は、光源の種類や光の当て方などを工夫しましょう。



魅力的な照明は、見る人を引きつけます。

5 ネオンサイン又はイルミネーションにあっては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする

近年、ネオンサインやLED等を用いた照明広告が多く見受けられるようになりました。照明広告は、夜間景観に欠かせないものである一方、景観にも大きな影響を与えます。表示内容は必要最小限にするとともに、点滅を伴うものについては極力使用しないようにしましょう。



照明広告は、小さくても引き立ちます。

6 容易に破損、損壊しない構造とするとともに、適正な維持管理に努めること

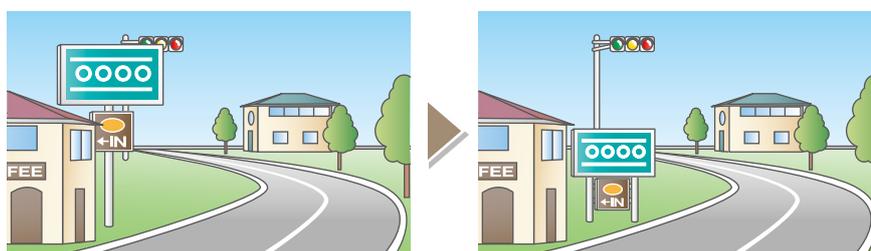
破損した広告物は景観に影響を与えるだけでなく、危害を与える可能性があります。日ごろから点検し適正な維持管理に努めましょう。



適切な維持管理で、広告物の機能を保持します。

7 道路標識、信号機等の付近では、道路交通安全の妨げとならないようにすること

特に交差点付近において、道路交通に支障をきたさないよう、標識等と良く似た色彩の使用を控えるとともに、標識等を遮ることのないよう大きさなどに留意しましょう。



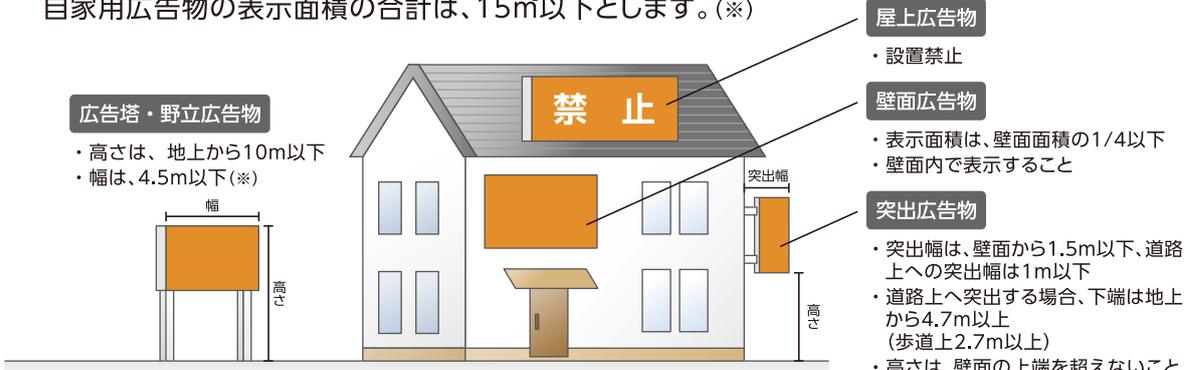
運転者や歩行者の視界を確保します。

2 地域区分別ガイドライン

第1種地域 琵琶湖・余呉湖ゾーン		方針 潤いと魅力のある湖畔の自然景観を保全します
		対象地域 <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖沿岸景観形成重点区域 ・市長が指定する区域(余呉湖周辺など)
		適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

自家用広告物の基準

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。(※)



広告塔・野立広告物

- ・高さは、地上から10m以下
- ・幅は、4.5m以下(※)

屋上広告物

- ・設置禁止

壁面広告物

- ・表示面積は、壁面面積の1/4以下
- ・壁面内で表示すること

突出広告物

- ・突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・高さは、壁面の上端を超えないこと

※用途地域(都市計画法による第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く。)が指定されている場合は、この規定は適用されません。

非自家用広告物の基準

非自家用広告物は設置できません。 ※ただし、案内や誘導を目的とする道標・案内図板は設置できます。



道標・案内図板

- ・高さは、地上から4.5m以下
- ・表示面積は、片面3㎡以下(複数で掲出の場合、片面5㎡以下)
- ・同一広告主が複数設置する場合は、500m以上離すこと

道標・案内図板

- ・ただし、案内内容(※)が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物に限ります。

※案内内容とは、地図や地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所などを示すものです。

電光掲示板 (自家用・非自家用広告物共通)

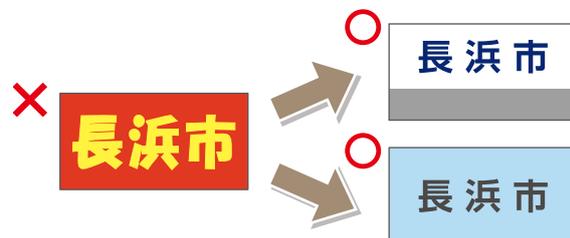
設置禁止です。 ※電光掲示板とは、映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示内容を変えることができるものをいいます。

色彩

広告塔及び野立広告物の地色について、次のとおり色彩基準を設けます。

- R、YR、Y 彩度10以下
- それ以外の色相 彩度 8以下

※ただし、広告物の面積の1/3以内であれば、上記以外の色彩も使用できます。



第2種地域



歴史・風致ゾーン

方針 歴史的建造物や緑あふれる自然など資源を活かした景観を保全します

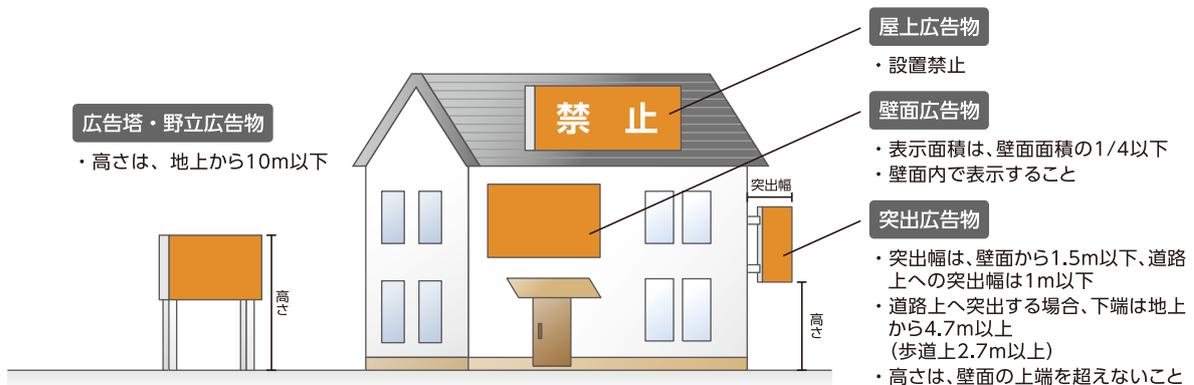
対象地域

- ・ 国宝・重要文化財に指定された建造物の周囲
- ・ 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区
- ・ 都市公園、政令で定める公園又は緑地
- ・ 古墳、墓地 など

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

自家用広告物の基準

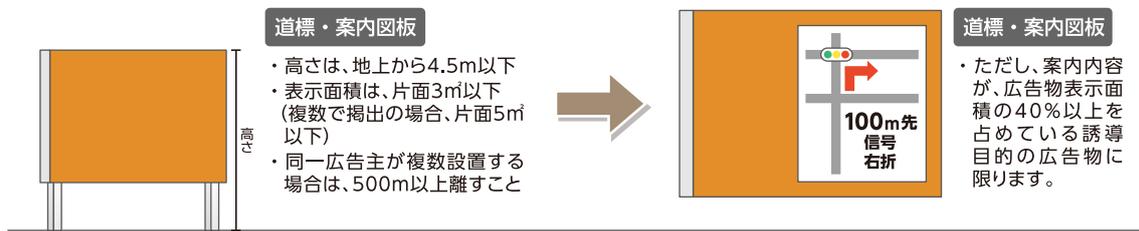
自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



非自家用広告物の基準

非自家用広告物は設置できません。

※ただし、案内や誘導を目的とする道標・案内図板は設置できます。



電光掲示板

設置禁止です。

色彩（一般基準）

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。

第3種
地域



まちなか文化ゾーン

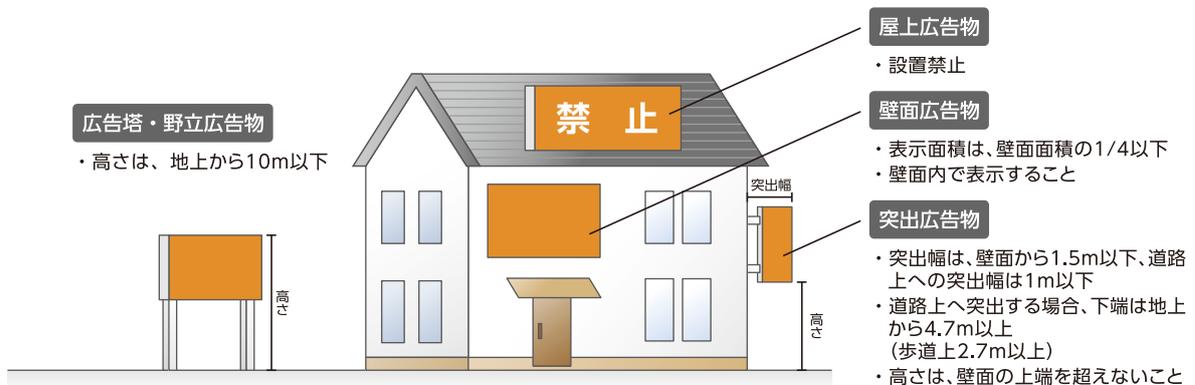
方針 伝統と新しさが融和した美しいまちなみを創出します

- 対象地域**
- ・ながはま御坊表参道景観形成重点区域
 - ・博物館通り景観形成重点区域
 - ・ゆう壱番街景観形成重点区域
 - ・北国街道景観形成重点区域
 - ・大手門通り景観形成重点区域
 - ・やわた夢生小路景観形成重点区域

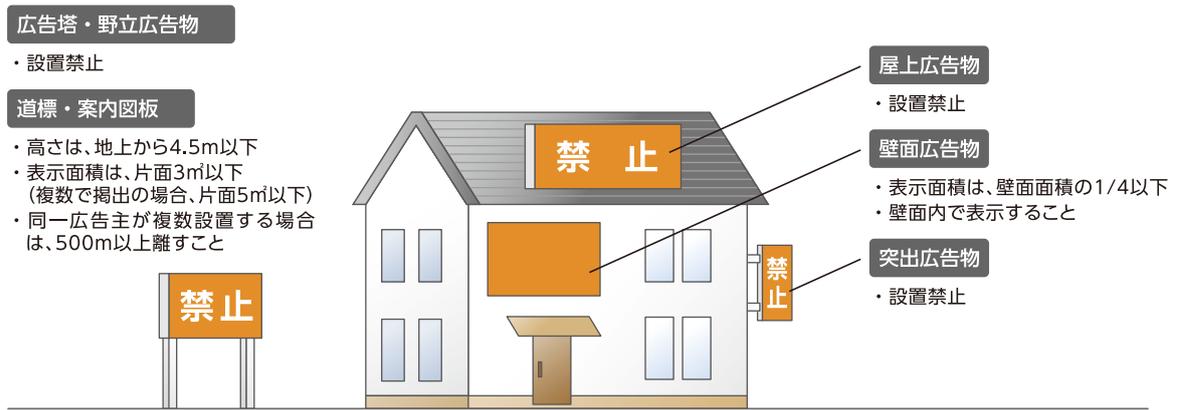
適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

自家用広告物の基準

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



非自家用広告物の基準



電光掲示板

設置禁止です。

色彩 (一般基準)

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。

第4種地域



沿道田園ゾーン

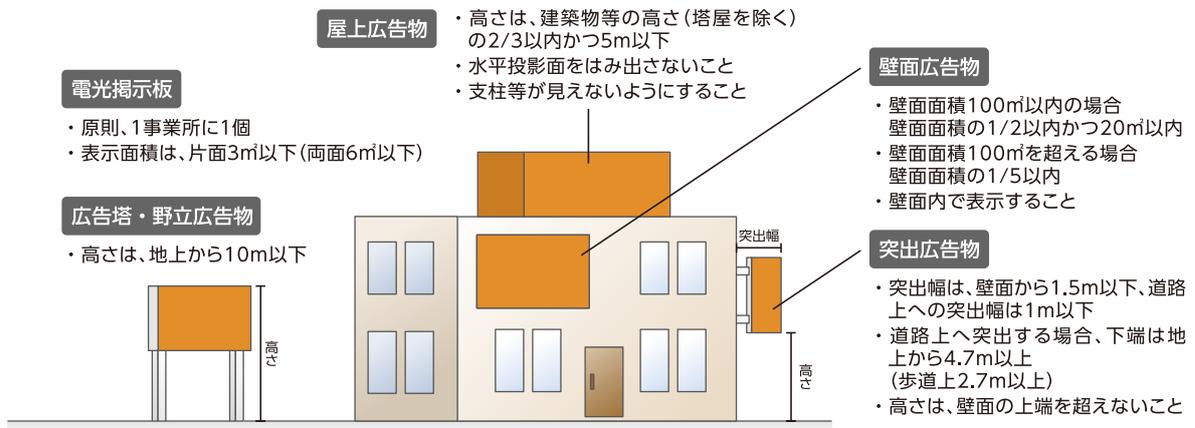
方針 広がりある田園、緑あふれる山々への眺望を保全します

対象地域

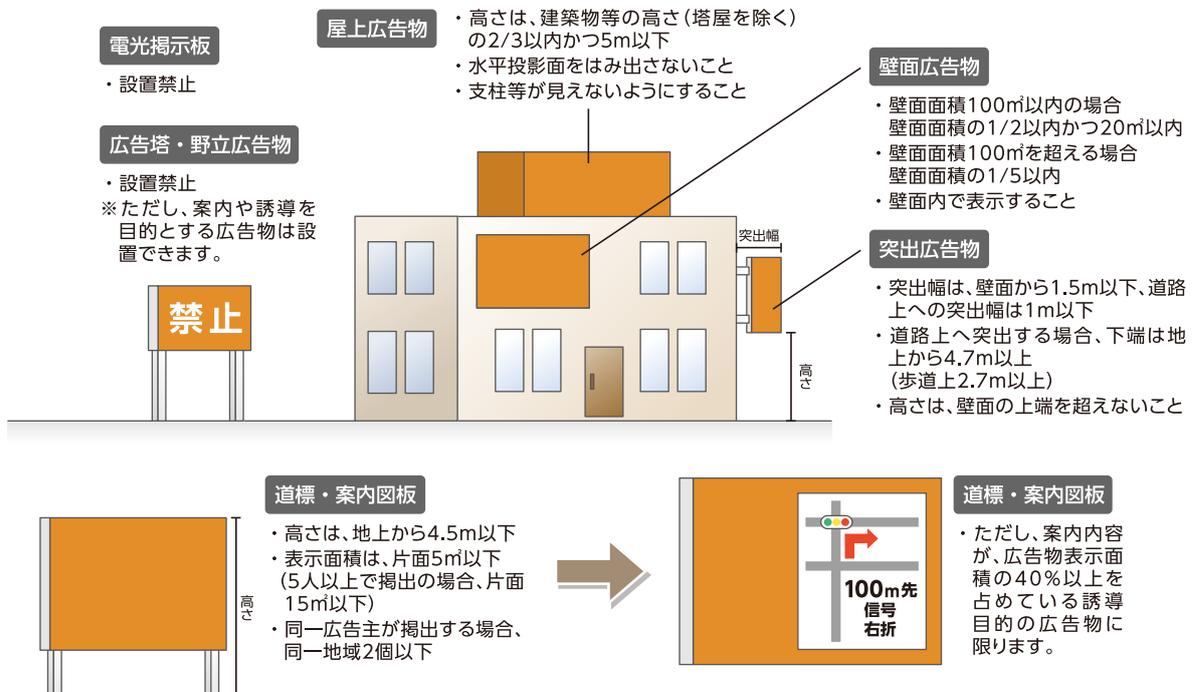
- ・ 姉川河川景観形成重点区域
- ・ 国道365号沿道景観形成重点区域
- ・ 鉄道や道路など市長が指定する区域
(国道8号、国道303号及び国道365号の一部の区間)

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

自家用広告物の基準



非自家用広告物の基準



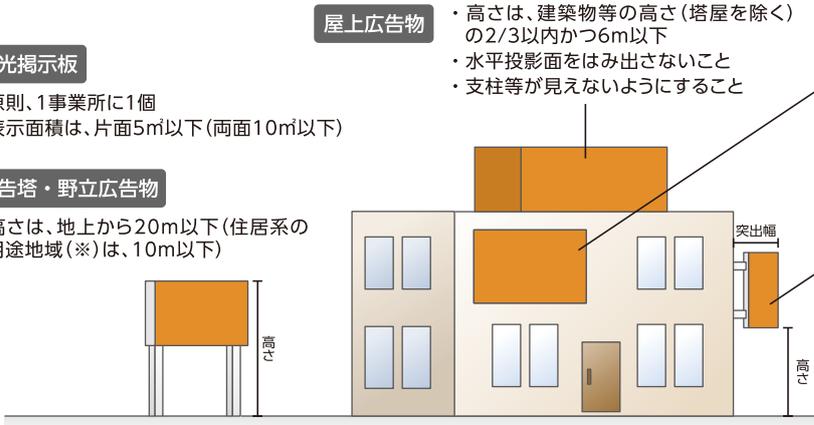
※同一地域とは、100m×100mの区間をいいます。

色彩(一般基準)

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。

第5種地域 沿道商業ゾーン		方針 にぎわいや活気があるとともに、品格のあるまちなみを目指します
	対象地域 <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や道路など市長が指定する区域 (国道8号、県道祇園八幡中山線、県道間田長浜線等の一部の区間) 	
	適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内	

自家用広告物の基準



電光掲示板

- ・原則、1事業所に1個
- ・表示面積は、片面5㎡以下(両面10㎡以下)

屋上広告物

- ・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く)の2/3以内かつ6m以下
- ・水平投影面をはみ出さないこと
- ・支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・壁面面積100㎡以内の場合 壁面面積の1/2以内かつ20㎡以内
- ・壁面面積100㎡を超える場合 壁面面積の1/5以内
- ・壁面内で表示すること

突出広告物

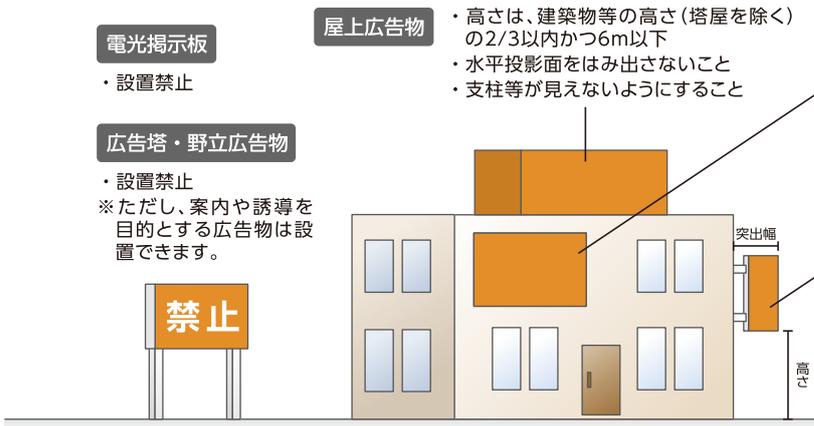
- ・突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・高さは、壁面の上端を超えないこと

広告塔・野立広告物

- ・高さは、地上から20m以下(住居系の用途地域※)は、10m以下)

※住居系の用途地域とは、都市計画法による第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域をいいます。

非自家用広告物の基準



電光掲示板

- ・設置禁止

屋上広告物

- ・高さは、建築物等の高さ(塔屋を除く)の2/3以内かつ6m以下
- ・水平投影面をはみ出さないこと
- ・支柱等が見えないようにすること

壁面広告物

- ・壁面面積100㎡以内の場合 壁面面積の1/2以内かつ20㎡以内
- ・壁面面積100㎡を超える場合 壁面面積の1/5以内
- ・壁面内で表示すること

突出広告物

- ・突出幅は、壁面から1.5m以下、道路上への突出幅は1m以下
- ・道路上へ突出する場合、下端は地上から4.7m以上(歩道上2.7m以上)
- ・高さは、壁面の上端を超えないこと

広告塔・野立広告物

- ・設置禁止
- ※ただし、案内や誘導を目的とする広告は設置できます。

道標・案内図板

- ・高さは、地上から4.5m以下
- ・表示面積は、片面5㎡以下(5人以上で掲出の場合、片面15㎡以下)
- ・同一広告主が掲出する場合、同一地域2個以下

➔

道標・案内図板

- ・ただし、案内内容が、広告物表示面積の40%以上を占めている誘導目的の広告物に限ります。

色彩 (一般基準)

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。

第6種地域



その他

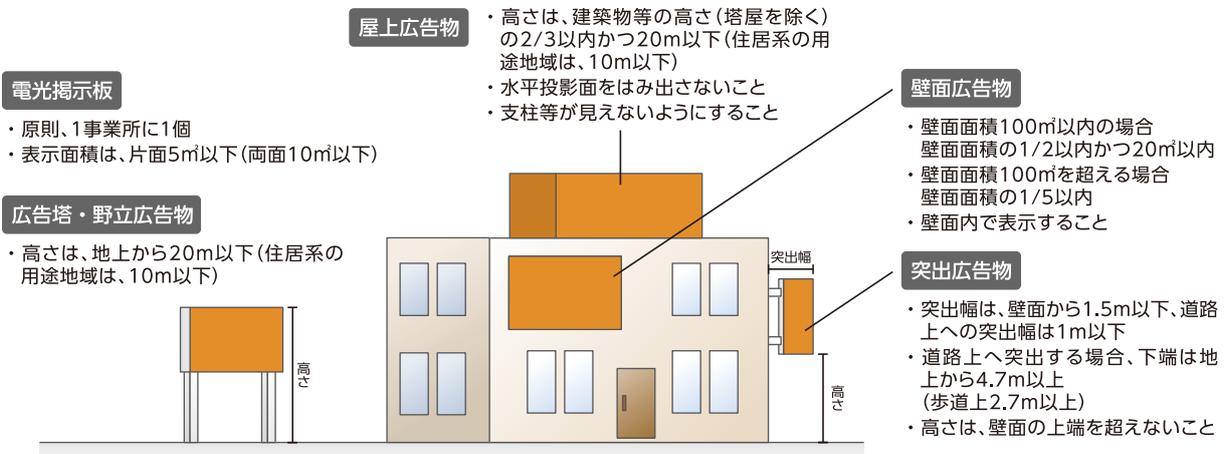
方針 景観計画に沿って、良好な景観の形成を進めます

対象地域

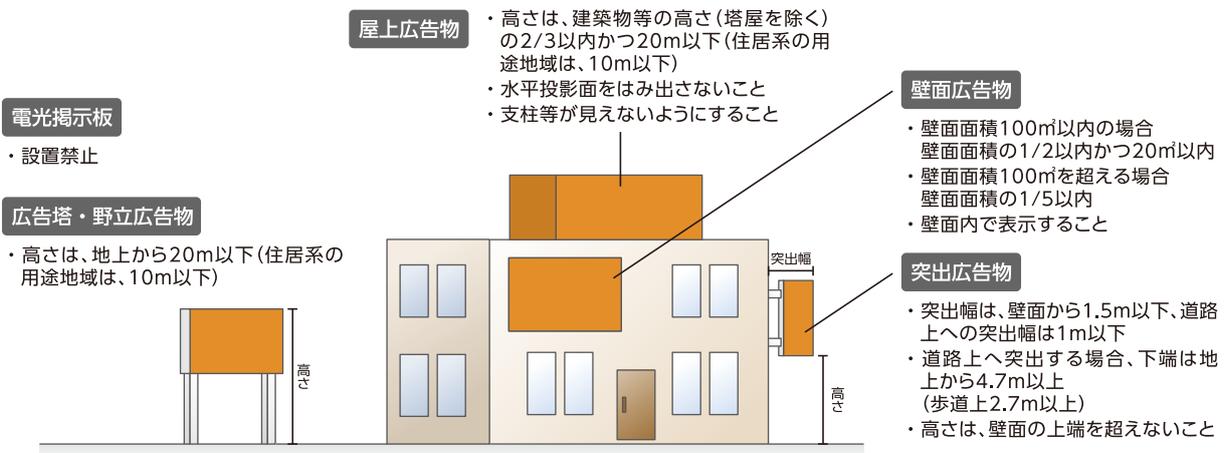
- ・第1種地域から第5種地域までに指定した地域以外の区域

適用除外 自家用広告物の表示面積の合計が10㎡以内

自家用広告物の基準



非自家用広告物の基準



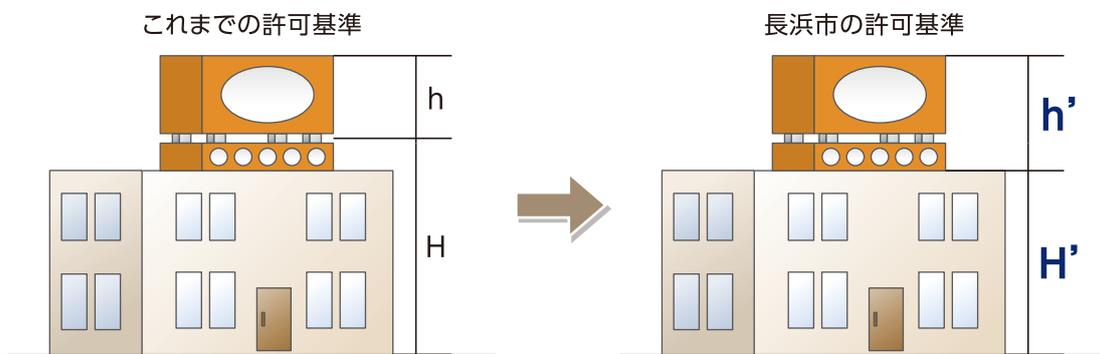
色彩 (一般基準)

広告物の色数を抑えるとともに、地色には高彩度の色彩を複数使わないこと。

3 種類別ガイドライン

1 屋上広告物

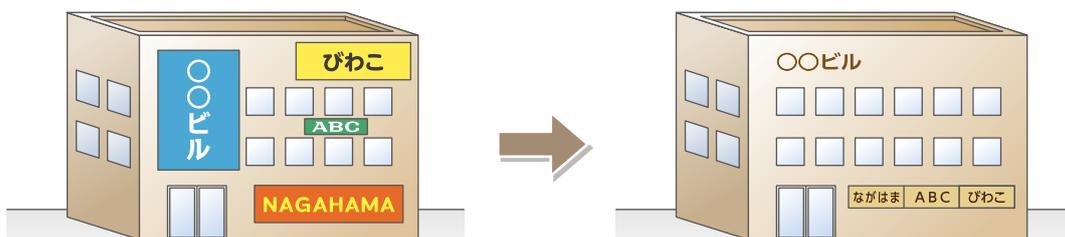
屋上に表示された広告物は、沿道景観や眺望景観に大きな影響を及ぼします。長浜市では、これまでの屋上広告物の定義を変更し、屋上階段、昇降機塔その他これらに類する建築物の壁面を利用して表示する広告物を屋上広告物と見なします。建築物と調和した適度な高さの屋上広告物を表示し、スカイラインを整えるように配慮しましょう。



- 許可基準**
- 第1種から第3種地域まで 屋上広告物の設置禁止
 - 第4種地域 屋上広告物の高さ(h')は、建築物等の高さ(H')の2/3以内かつ5m以下
 - 第5種地域 屋上広告物の高さ(h')は、建築物等の高さ(H')の2/3以内かつ6m以下
 - 第6種地域 屋上広告物の高さ(h')は、建築物等の高さ(H')の2/3以内かつ20m以下(住居系の用途地域は10m以下)

2 大規模建築物の壁面広告物

大規模な建築物では、複数の店舗やテナントなどが、それぞれ広告物を表示するのではなく、施設の管理者が一括管理したり、店舗同士で連携するなど必要最低限の大きさにするとともに、集約化を図りましょう。また、広告物の表示する場所やデザインは建築物とのバランスを考慮し、統一感のあるものとしましょう。

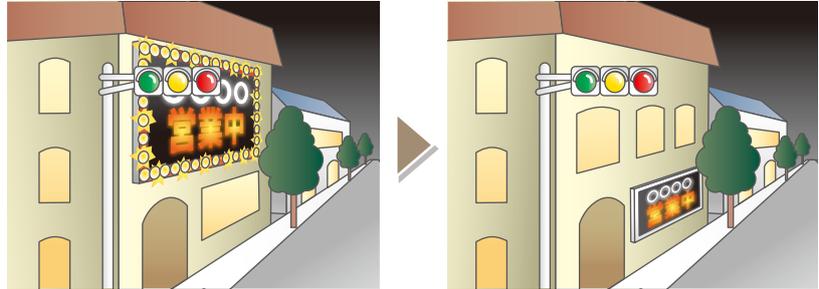


複数の壁面広告が乱雑に設置され、景観に影響を与えかねません。

壁面への過度な表示を避け、調和のとれたまちなみを形成します。

3 電光掲示板

電光掲示板は、様々な情報が提供できる半面、夜間景観や道路交通にも影響を与える場合があります。このため、設置する場合は、適切な大きさにするとともに、設置場所に配慮し、また信号機などの妨げとならないようにしましょう。

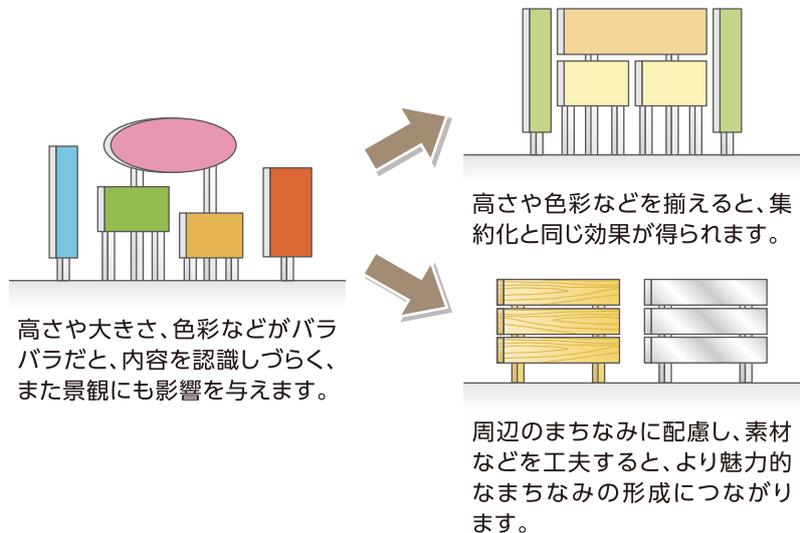


特に交差点付近では、設置場所等への配慮が必要です。

4 道標・案内図板

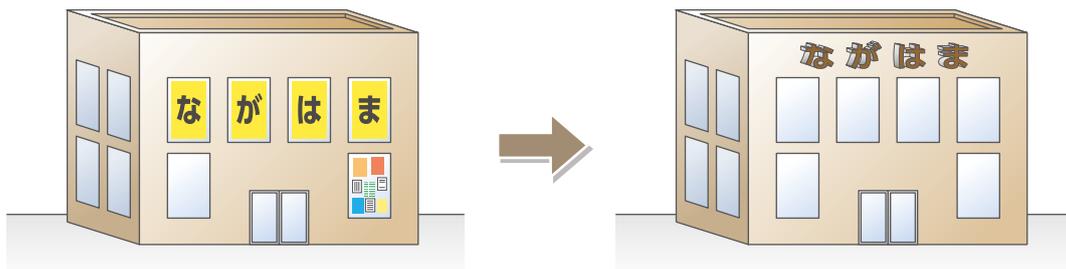
道標・案内図板は、主要道路沿いや交差点付近に多く設置されていますが、形状、大きさ、色彩などバラバラの広告物は、景観を阻害するだけでなく、情報をうまく伝えられません。

広告主や広告物の設置事業者が協力して、広告物のデザインを統一し、見やすく、すっきりとした印象にしましょう。



5 窓面への広告物

大きなガラス窓面の内側に広告物を表示している事例があります。この場合、屋外広告物に該当しないため、条例の規制対象となりませんが、表示の目的、方法、効果が壁面広告物と同等であることから、大きさやデザインなど周囲のまちなみに配慮した節度ある表示にしましょう。



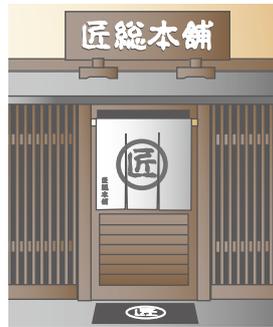
窓面へのポスターやチラシなどの表示は、節度あるものにしましょう。

第3章 魅力ある景観まちづくりの推進

この章では、魅力ある景観まちづくりのための広告物に関する制度について解説します。

1 優良意匠屋外広告物 (条例第15条)

長浜市では、まちなみをより魅力的なものとするための新たな景観施策として、優良な意匠を有し、かつ、素材、規模及び形態が、長浜の良好なまちなみに調和している屋外広告物を、優良意匠屋外広告物に指定する顕彰制度を導入しました。優良意匠屋外広告物に指定された広告物は、許可期間が2倍(最長6年以内)に延長されます。



2 広告物協定 (条例第25条)

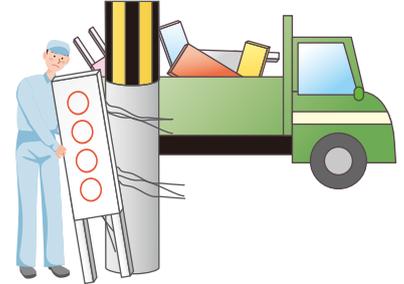
景観まちづくりを実践される自治会や商店街等の団体は、一定の区域内において景観を整備するため、広告物に関する協定を締結し、市長の認定を受けることができます。広告物の表示方法や設置する位置、形状、色彩、意匠等について、地域住民が自主的なルールを定めることによって、個性的なまちなみの形成を図ることができます。



3 違反広告物の対策 (条例第18条～第24条)

長浜市では、無許可で広告物を表示した者、禁止物件に広告物を表示した者、許可期間を満了しても除却をしない者などに対して、適法な状態にするよう行政指導を行っています。しかしながら、この行政指導に従わない悪質な違反者に対しては、最高で50万円以下の罰金が科される場合があります。

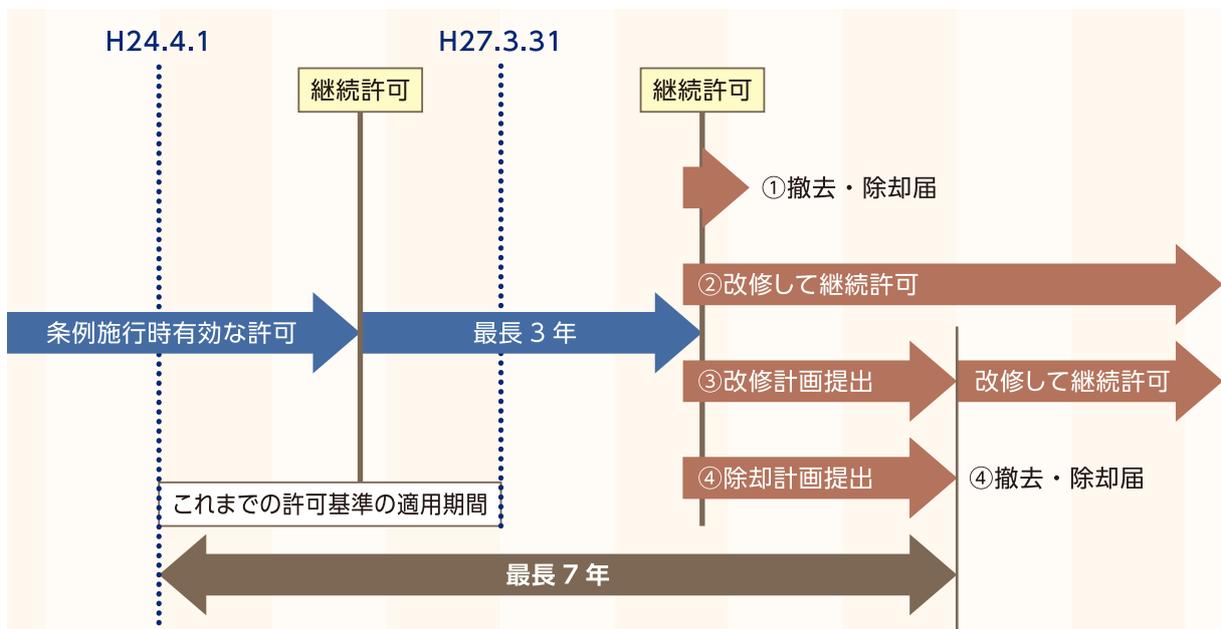
条例に違反して表示されているはり紙、はり札、広告旗及び立看板については、屋外広告物法に基づき通告なく除却します。



4 経過措置

この条例の施行日の前に許可を受けている広告物で、条例の許可基準に適合しなくなったものについては、条例施行後、3年以内に限り、滋賀県屋外広告物条例の許可基準により引き続き許可を受けることができます。

この許可期間終了までに許可基準に適合するための改修や除却を行う計画書が提出され、相当と認められた場合に限り条例の施行日から最長7年を限度として広告物を表示することができます。



長浜市都市計画課 〒526-0031 滋賀県長浜市八幡東町632番地
 TEL.0749-65-6562 FAX.0749-65-6540
 ホームページアドレス <http://www.city.nagahama.shiga.jp/>